

平成29年度  
群馬県地域・まちなか活性化コンペ事業  
事業プラン募集要項



平成29年4月  
群馬県産業経済部商政課

## 1. 事業趣旨

地域・まちなか活性化コンペ事業は、継続的な地域経済循環を創出するとともに、地域・まちなかの活性化に取り組む団体・人材の企画・運営能力の向上、相互交流、学び合い、士気高揚を図ることを目的としています。

斬新で効果的な事業プランを公募し、応募のあった事業プランからコンペ方式で選考した事業の実施に対して、県がモデル事業として、各種支援の提供や補助金の交付を実施します。

## 2. 募集事業

以下の要件を全て満たす事業とします。

- 効果が期待できる地域・まちなか活性化事業
- 補助金の交付決定の日から当該年度内に完了する事業
- 他の補助金等の交付対象となっていない事業

## 3. 応募対象者

群馬県内に活動拠点を有し、地域・まちなかの活性化に取り組む団体

(例) 商店会・商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所、前記団体の青年部・女性部・有志グループ、各実行委員会、NPO法人、まちづくり会社、大学研究室・ゼミ等。(大学研究室・ゼミは、地域の関係団体等と連携して取り組むことが要件。)

※宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び暴力団や暴力団員の統制下にある団体は対象外とします。

## 4. 応募方法

### (1) 募集期間

平成29年6月9日(金)まで(必着)

※持参による受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

(土日祝日及び午後0時から午後1時までを除く)

### (2) 応募方法

別添「平成29年度群馬県地域・まちなか活性化コンペ事業応募申込書」に必要事項を記載の上、群馬県産業経済部商政課まで郵送又は持参してください。(提出部数1部及び電子媒体)

なお、応募申込み書の様式ファイル(Word形式)については、次のホームページからダウンロードできます。

地域・まちなか活性化コンペ事業：<http://www.pref.gunma.jp/06/g0910311.html>

### (3) 応募上の注意

- 提出された応募申込書一式は返却しません。
- 応募申込書一式については、その写しを事業実施場所の所在市町村の商業振興担当課あてに県商政課から送付します。また、第一次審査を通過した事業については、地域・まちなか活性化プラン事業概要書(代表者住所や名簿等の個人情報を除く)の写しを第二次審査の参加者に配布する予定です。
- 応募申込に係る連絡先等の個人情報は、適切に管理し、本業務以外の目的には使用しません(地域・まちなか活性化関連施策の情報提供は除く。)
- 実施場所を示す地図(添付必須)以外の参考資料がありましたら添付してください。

○提出書類、地図、添付書類等も全て電子化し、媒体に記録して提出してください。

#### (4) 提出先

群馬県産業経済部商政課商業係（群馬県庁12階南側フロア）

※詳しくは、「10. お問い合わせ先・応募申込書提出先」をご覧ください。

## 5. 補助内容

#### (1) 補助対象事業

応募事業プランのうち審査選考された最優秀事業プラン及び優秀事業プラン

#### (2) 補助金額

○最優秀事業プラン 1事業 … 100万円を限度に補助

○優秀事業プラン 2事業 … 70万円を限度に補助

※補助限度額又は補助対象事業費のいずれか低い額が補助金額となります。

#### (3) 補助率 10/10以内

#### (4) 補助対象者 最優秀事業プラン及び優秀事業プランの応募団体

※県が応募団体に対して直接補助します。

#### (5) 補助対象経費 以下に示す対象外経費を除く補助対象事業の実施に係る経費

○補助事業者の経常的な管理運営費

○不動産の購入に要する経費及び補償費

○他の目的に転用できる備品の購入費

○補助事業者自らの飲食に係る経費

○営利活動に係る経費

○参加者等からの費用弁償で賄われている経費

○宗教性を有する又は信仰の対象となる物又は行為に係る経費

○政治活動に係る経費

○その他、商店街活性化事業に適さないと認められる経費

## 6. 選考方法

#### (1) 第一次審査（書類審査）

募集期間終了後、審査項目に基づき応募申込書に記載された事業プランの内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる事業プランを選考します。

必要に応じてヒアリングや現地調査を行います。

選考結果については、6月中旬に県ホームページに公表するとともに、各応募団体あてに通知します。

#### (2) 第二次審査（公開審査）

第一次審査を通過した事業プランについては、応募団体に公開の場でプレゼンテーション（事業説明）をしていただき、最優秀事業プランと優秀プランを決定します。

○実施日 平成29年7月11日（火）正午前後～夕方（※リハーサル含む）

○会場 群馬県社会福祉総合センター 大ホール（予定）

#### (3) 留意事項

○第一次審査、第二次審査ともに、審査は外部の有識者等で構成する「群馬県地域・まちなか活性化事業プラン選考委員会」が行います。

○第二次審査での公開プレゼンテーションでは、パワーポイント等（紙資料の場合はPDFファイルに変換）を活用して発表していただきます。

○第二次審査を欠席した団体の事業プランは審査から除外いたします。

#### (4) 審査項目

審査項目	評価基準（審査における視点・留意点 等）
① 価値創造性	地域の新たな経済活動・価値・魅力を創り出すものか。
② 戦略性	地域の課題を、地域の資源を活用し、戦略的に解決することが見込まれるか。 ・課題＝地域で実際に発生している課題を的確・客観的に捉えているか。 ・資源＝地域の資源を的確・客観的に捉えているか。 ・戦略的＝地域の戦略的ビジョン（目指すべき理想像）を描いているか。
③ 実現性	実施団体の体制や計画内容の具体性から実現の見込みが高いか。 ・体制＝実施団体の人員構成や組織系統がしっかりしているか。 ・計画内容＝事業収支計画は適正かつ具体的に組まれているか。
④ 継続性	補助事業年度終了後、事業性をもって発展的に継続できるものか。
⑤ 説得力 （※二次審査のみ）	事業実施に向けた熱意が感じられ、分かりやすい説明であったか。

## 7. その他

○群馬県地域・まちなか活性化コンペ事業補助金を受けて事業を実施する場合には、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）及び群馬県地域・まちなか活性化コンペ事業補助金交付要綱を遵守してください。上記規則及び要綱については、以下の商店街活性化コンペ事業のホームページより御確認ください。

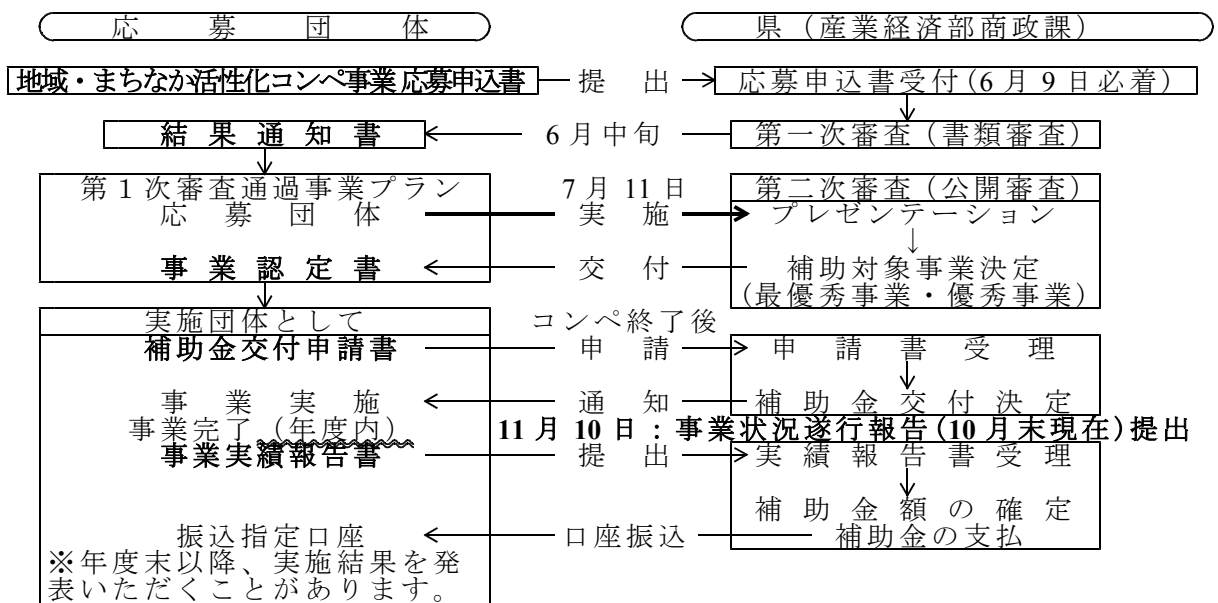
地域・まちなか活性化コンペ事業：<http://www.pref.gunma.jp/06/g0910311.html>

○補助対象事業については、事業完了後、公開の場で実施結果を発表していただくことがあります。

○応募事業及び審査結果については、県ホームページに掲載します。

○選考された最優秀事業又は優秀事業の実施における広報や印刷物等の作成にあたりましては、「この事業は群馬県地域・まちなか活性化コンペ事業（最）優秀事業として実施しています。」等の表現を盛り込んでください。

## 8. 地域・まちなか活性化コンペ事業の流れ（応募から事業結果発表まで）



## 9. 補助限度額と補助金額の考え方

補助限度額と補助金の交付決定額及び補助金額の確定については、以下のような対応となりますので、事業プラン作成の参考にしてください。

★最優秀事業プラン（補助限度額100万円）に選考されたとして…

事例1：事業プランどおりに事業が実施された場合

補助限度額：100万円			
交付申請	事業経費予算総額120万円		
	補助対象経費110万円		対象外10万円 ←補助対象区分
	補助金（交付決定額）100万円		自己負担20万円 ←経費負担区分
実績報告後	事業経費総額120万円		
	補助対象経費110万円		対象外10万円 ←補助対象区分
	補助金（確定額）100万円		自己負担20万円 ←経費負担区分

○事業完了後に提出された事業実績報告書の内容を審査して、支出経費が補助対象経費として確認されると、補助金額が確定します。

事例2：事業の実績における補助対象経費が補助金の交付決定額を上回った場合

補助限度額：100万円			
交付申請	事業経費予算総額80万円		
	補助対象経費80万円		←補助対象区分
	補助金（交付決定額）80万円		←経費負担区分
実績報告後	事業経費総額120万円		
	補助対象経費105万円		対象外15万円 ←補助対象区分
	補助金（確定額）80万円		自己負担40万円 ←経費負担区分

○事業実施の結果、事業経費が補助金交付決定額を超過した場合、その超過分の支出内容が仮に補助対象経費に該当するものであっても、補助金交付決定額の増額は行いません。

事例3：事業の実績における補助対象経費が補助金交付決定額を下回った場合

補助限度額：100万円			
交付申請	事業経費予算総額120万円		
	補助対象経費110万円		対象外10万円 ←補助対象区分
	補助金（交付決定額）100万円		自己負担20万円 ←経費負担区分
実績報告後	事業経費総額120万円		
	補助対象経費90万円	認定外20万円	対象外10万円 ←補助対象区分
	補助金（確定額）90万円		自己負担30万円 ←経費負担区分

○事業完了後に提出された事業実績報告書の内容を審査した結果、補助対象経費として認められない経費が確認された場合には、当該経費に係る補助金額は減額します。

※例：補助対象経費に購入経費が計上してある資材等経費について、別途参加者等からも一部自己負担の名目で徴していた場合。

★留意事項：補助金の交付決定額及び確定額は千円未満切り捨てとします。

（例）補助対象経費654,350円 → 補助金交付決定額又は確定額654,000円

## 10. お問い合わせ先・応募申込書提出先

地域・まちなか活性化コンペ事業に係るお問い合わせ先及び応募申込書の提出先は、次のとおりです。

群馬県産業経済部商政課商業係  
〒371-8570  
群馬県前橋市大手町1-1-1  
(群馬県庁12階南側フロア)  
電話：027-226-3342  
FAX：027-223-7875

### 県庁舎案内



### 県民駐車場のご利用について

応募申込書を提出されるためにお車で来庁される場合には、県庁内の県民駐車場をご利用いただけます。

■利用時間：午前8時～午後10時30分  
(入庫は、午後9時30分まで)

### ■利用方法

入口で交付される駐車券により、入庫・精算・出庫します。

■利用料金：2時間まで無料

以後30分ごとに100円

※自転車・バイク置き場は、駐車場内にあります(無料)

